

平成28年度碧南市水防計画修正の要旨

1 碧南市水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものであり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 平成28年度碧南市水防計画の主要な変更点

- (1) 水位周知河川に関する記述が修正及び追加されたため、関係する箇所を修正、追加した。（新旧対照表 p 1～p 2）
- (2) 注意報、警報に関する記述が修正及び追加されたため、関係する箇所を修正、追加した。（新旧対照表 p 2～p 4）